

改正後

(2 別表一 (一) 次葉)

		事業年度等	法人名				
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳							
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三の十二)「3」)	11		地方税法	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三の十二)「4」と(38)のうち少ない金額)	39	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		地方税法	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方税法税額	41	
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55		
	所得金額(50)+(51)	52	000	法人税額(54)+(55)	56		
	所得金額(1)	53	000	法人税額(56)の23.4%又は23.2%相当額	57		
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額(57)		58	000	(58)の4.4%相当額	60		
課税留保金額に対する法人税額(59)		59	000	(59)の4.4%相当額	61		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	所得金額又は欠損金額	62		地方税法	所得の金額に対する法人税額	70	
	課税土地譲渡利益金額	63		地方税法	課税留保金額に対する法人税額	71	
	課税留保金額	64		地方税法	課税標準法人税額(70)+(71)	72	000
	法人税額	65		地方税法	確定地方法人税額	73	
	還付金額	66	外	地方税法	中間還付額	74	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65-(66))若しくは(66+(66))又は(66-(66))	67	外	00	地方税法	欠損金の繰戻しによる還付金額	75
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	68		地方税法	この申告により納付すべき地方法人税額(74-(75))若しくは(74+(75))又は((74-(75))+(75-(45)の金額))	76	00
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	69					

改正前

(2 別表一 (一) 次葉)

		事業年度等	法人名				
法人税額の計算							
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52		
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の23.4%相当額	53		
	所得金額(48)+(49)	50	000	法人税額(52)+(53)	54		
	所得金額(1)	51	000	法人税額(54)の23.4%相当額	55		
地方法人税額の計算							
所得の金額に対する法人税額(55)		56	000	(56)の4.4%相当額	58		
課税留保金額に対する法人税額(57)		57	000	(57)の4.4%相当額	59		
この申告が修正申告である場合の計算							
法人税額の計算	所得金額又は欠損金額	60		地方税法	所得の金額に対する法人税額	68	
	課税土地譲渡利益金額	61		地方税法	課税留保金額に対する法人税額	69	
	課税留保金額	62		地方税法	課税標準法人税額(68)+(69)	70	000
	法人税額	63		地方税法	確定地方法人税額	71	
	還付金額	64	外	地方税法	中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(63-(64))若しくは(64+(64))又は(64-(64))	65	外	00	地方税法	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		地方税法	この申告により納付すべき地方法人税額(72-(73))若しくは(72+(73))又は((72-(73))+(73-(43)の金額))	74	00
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67					

(3) 別表一(二)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0702

納税地、納税地(フリガナ)、法人名、法人番号、代表者印名押印、代表者住所、平成 年 月 日 事業年度分の法人税、平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税

この申告書による法人税額の計算

Table with 12 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻額, 課税土地譲渡利益金額, 土地譲渡利益金額, 法人税額計, 課税土地譲渡利益金額, 控除税額, 差引の額より納付すべき法人税額

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 12 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当

税理士署名押印

(3) 別表一(二)

OCR入力用 この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。法 FB0702

納税地、納税地(フリガナ)、法人名、法人番号、代表者印名押印、代表者住所、平成 年 月 日 事業年度分の法人税、平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税

この申告書による法人税額の計算

Table with 12 columns for tax calculation: 所得金額又は欠損金額, 法人税額, 法人税額の特別控除額, 差引法人税額, リース特別控除取戻額, 課税土地譲渡利益金額, 土地譲渡利益金額, 法人税額計, 課税土地譲渡利益金額, 控除税額, 差引の額より納付すべき法人税額

この申告書による地方法人税額の計算

Table with 12 columns for local tax calculation: 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当, 課税標準法人税額, 所得地方法人税額, 外国税額の控除額, 差引確定地方法人税額, 剰余金・利益の配当

税理士署名押印

21 公益法人等(一般社団法人等)及び協同組合等の分... 平成二十九・四・一以後終了事業年度等分

21 公益法人等(一般社団法人等)及び協同組合等の分... 平成二十九・四・一以後終了事業年度等分

別表一(二) 公益法人等(一般社団法人等)及び協同組合等の分... 平成二十九・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(4 別表一 (二) 次葉)

事業年度等		法人名	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳			
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三)の十二)「3」	9	30
法人税	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10	32
法人税額の計算			
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	37	000
	(1)のうち(37)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	38	000
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	39	000
所得金額	(37)+(38)+(39)	40	000
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	41	000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (41)$	42	000
所得金額	(41)+(42)	43	000
地方法人税額の計算			
課税標準法人税額	(28)	51	000
この申告が修正申告である場合の計算			
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	53	
	課税土地譲渡利益金額	54	
	法人税額	55	
	還付金額	56	外
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (53-54)若しくは(53+54)又は(55-53)	57	外
この申告前の計	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	58	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	59	
この申告後の額	この申告前の額(53-59)に、(57)を加算し、(58)を控除した金額	60	000
この申告後の計	この申告前の計(53-59)に、(57)を加算し、(58)を控除した金額	61	000
この申告後の額	この申告前の額(53-59)に、(57)を加算し、(58)を控除した金額	62	00
この申告後の計	この申告前の計(53-59)に、(57)を加算し、(58)を控除した金額	63	00

別表一(二)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(4 別表一 (二) 次葉)

事業年度等		法人名		
法人税額の計算				
特例税率の適用がある場合	(1)のうち800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000	
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000	
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1) - 10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000	
	所得金額	(35)+(36)+(37)	38	000
	法人税額	(42)+(43)+(44)	45	
上記以外の場合	(1)の金額又は800万× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39	000	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (39)$	40	000	
所得金額	(39)+(40)	41	000	
法人税額	(46)+(47)	48		
地方法人税額の計算				
課税標準法人税額	(27)	49	000	
この申告が修正申告である場合の計算				
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	51		
	課税土地譲渡利益金額	52		
	法人税額	53		
	還付金額	54	外	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (51-52)若しくは(51+52)又は(53-51)	55	外	
この申告前の計	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	56		
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	57		
この申告後の額	この申告前の額(51-57)に、(55)を加算し、(56)を控除した金額	58	000	
この申告後の計	この申告前の計(51-57)に、(55)を加算し、(56)を控除した金額	59	000	
この申告後の額	この申告前の額(51-57)に、(55)を加算し、(56)を控除した金額	60	00	
この申告後の計	この申告前の計(51-57)に、(55)を加算し、(56)を控除した金額	61	00	

別表一(二)次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

(5 別表一 (三))

OCR入力用

この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B 0 8 0 3

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、納税額等の入力欄

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額、法人税額、控除税額等の計算表

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額、所得地方法人税額等の計算表

税理士署名押印欄

(5 別表一 (三))

OCR入力用

この用紙はとじこまないでください。この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

法

F B 0 8 0 3

納税地、法人名、代表者住所、事業種目、納税額等の入力欄

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

所得金額又は欠損金額、法人税額、控除税額等の計算表

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額、所得地方法人税額等の計算表

税理士署名押印欄

別表一(三) 特定の医療法人の分...平成二十九年四月一以後終了事業年度等分

改正後

(6 別表一(三)次葉)

事業年度等		法人名		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳				
法人税	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三)の十二)「3」	9	33	
地方法人税	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	10	35	
法人税額の計算				
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	42	000	(42)の15%相当額 45	
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(42)	43	000	(43)の19%相当額 46	
所得金額(42)+(43)	44	000	法人税額(45)+(46) 47	
地方法人税額の計算				
課税標準法人税額(31)	48	000	(48)の4.4%相当額 49	
この申告が修正申告である場合の計算				
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	50	地方の課税標準法人税額 57 000	
	課税土地譲渡利益金額	51	確定地方法人税額 58	
	法人税額	52	中間還付額 59	
	還付金額	53	欠損金の繰戻しによる還付金額 60	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((52-53)若しくは(52+53)又は(53-52))	54	00	この申告により納付すべき地方法人税額((57-58)若しくは(57+58+59)又は((57-58)+(58-(39の外額))) 61 00
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	55	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	56		

別表一(三)次葉 平三十・四・一以後終了事業年度等分

改正前

(6 別表一(三)次葉)

事業年度等		法人名		
法人税額の計算				
(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40)の15%相当額 43	
(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(40)	41	000	(41)の19%相当額 44	
所得金額(40)+(41)	42	000	法人税額(43)+(44) 45	
地方法人税額の計算				
課税標準法人税額(30)	46	000	(46)の4.4%相当額 47	
この申告が修正申告である場合の計算				
この申告前の額	所得金額又は欠損金額	48	地方の課税標準法人税額 55 000	
	課税土地譲渡利益金額	49	確定地方法人税額 56	
	法人税額	50	中間還付額 57	
	還付金額	51	欠損金の繰戻しによる還付金額 58	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((50-51)若しくは(50+51)又は(51-50))	52	00	この申告により納付すべき地方法人税額((55-56)若しくは(55+57+58)又は((55-56)+(58-(39の外額))) 59 00
	この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	53	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	54		

別表一(三)次葉 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

(7 別表一の二(一))

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納申請 一連番号	連納グループ 連納番号	連納事業年度 (至)	売上金額
電話() -					
法人番号	代表者	法人種別	同非区分	申請年月日	申請区分
納税地	代表者	法人種別	同非区分	申請年月日	申請区分
納税地	代表者	法人種別	同非区分	申請年月日	申請区分
納税地	代表者	法人種別	同非区分	申請年月日	申請区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二(55)の①)	1	十 萬 百 万 千 円	所得税の額 (別表六の二(1)(5)の①)	17	十 萬 百 万 千 円
法人 税(56)又は(57)	2		外国税額 (別表六の二(1)(16))	18	
			計 (17)+(18)	19	
控除した金額 (12)	20		控除しきれなかった金額 (19)-(20)	21	
差し控除額 (22)-(23)	22		土地譲渡税額 (別表三(二)(27))	22	0 0 0
同上に対する税額 (22)+(23)+(24)	23		同上 (別表三(二)(28))	23	0 0 0
課税連納準備金額 (別表三(二)(4))	24		同上 (別表三(二)(23))	24	0 0 0
同上に対する税額 (別表三(二)(8))	25		所得税額の差引金額 (21)	25	
			連結中間納付額 (15)-(14)	26	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	0 0	連結欠損金の 差引請求税額	27	
			計 (25)+(26)+(27)	28	
控除税額 (10)-(11)-(12)-(13)の①	13		この申告書の連結所得 金額又は連結欠損金額	29	
差し控除額に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14	0 0	この申告書により新 すべし法人税額又は 課税連納準備金額	30	0 0
連結中間申告分 の法人税額	15	0 0	連結中間申告分の 法人税額	31	0 0
差し控除額(連結中間申告分の 法人税額)との差引額 (14)-(15)の①	16	0 0	連結中間申告分の 法人税額	32	0 0

この申告書による地方税法額の計算

課税所得の金額に 対する法人税額 (4)-(5)-(7)-(9)の①	33		この申告による差引金額 (43)-(42)	45	
課税連納準備金額に 対する法人税額 (6)	34		この申告書の金額 に対する法人税額 (70)	46	
課税標準法人税額 (33)+(34)	35	0 0 0	課税連納準備金額 に対する法人税額 (71)	47	
地方税法額 (58)	36		課税標準法人税額 (72)	48	0 0 0
課税連納準備金に 係る地方税法額 (61)	37		この申告書により新 すべし地方税法額 (73)	49	0 0 0
所得地方税法額 (36)+(37)	38				
外国税額の控除額 (別表六の二(1)(20))	40		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 預金 農協・信協 本所・支所		
差し控除額 (38)-(39)-(40)-(41)	42	0 0			
中間申告分の地方税法額	43	0 0			
差し控除額(中間申告分の 地方税法額)との差引額 (42)-(43)の①	44	0 0			

税理士
署名押印

(7 別表一の二(一))

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納申請 一連番号	連納グループ 連納番号	連納事業年度 (至)	売上金額
電話() -					
法人番号	代表者	法人種別	同非区分	申請年月日	申請区分
納税地	代表者	法人種別	同非区分	申請年月日	申請区分
納税地	代表者	法人種別	同非区分	申請年月日	申請区分
納税地	代表者	法人種別	同非区分	申請年月日	申請区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方税法 申告書

この申告書による法人税額の計算

連結所得金額又は 連結欠損金額 (別表四の二(55)の①)	1	十 萬 百 万 千 円	所得税の額 (別表六の二(1)(5)の①)	16	十 萬 百 万 千 円
法人 税(54)又は(55)	2		外国税額 (別表六の二(1)(16))	17	
			計 (16)+(17)	18	
控除した金額 (12)	19		控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20	
差し控除額 (21)-(22)	21		土地譲渡税額 (別表三(二)(27))	21	0 0 0
同上に対する税額 (21)+(22)+(23)	22		同上 (別表三(二)(28))	22	0 0 0
課税連納準備金額 (別表三(二)(4))	23		同上 (別表三(二)(23))	23	0 0 0
同上に対する税額 (別表三(二)(8))	24		所得税額の差引金額 (20)	24	
			連結中間納付額 (14)-(13)	25	
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)	10	0 0	連結欠損金の 差引請求税額	26	
			計 (24)+(25)+(26)	27	
控除税額 (10)-(11)-(12)-(13)の①	13		この申告書の連結所得 金額又は連結欠損金額	28	
差し控除額に対する法人税額 (10)-(11)-(12)-(13)	14	0 0	この申告書により新 すべし法人税額又は 課税連納準備金額	29	0 0
連結中間申告分 の法人税額	15	0 0	連結中間申告分の 法人税額	30	0 0
差し控除額(連結中間申告分の 法人税額)との差引額 (14)-(15)の①	16	0 0	連結中間申告分の 法人税額	31	0 0

この申告書による地方税法額の計算

課税所得の金額に 対する法人税額 (4)-(5)-(7)-(9)の①	32		この申告による差引金額 (41)-(40)	43	
課税連納準備金額に 対する法人税額 (6)	33		この申告書の金額 に対する法人税額 (70)	44	
課税標準法人税額 (32)+(33)	34	0 0 0	課税連納準備金額 に対する法人税額 (71)	45	
地方税法額 (58)	35		課税標準法人税額 (72)	46	0 0 0
課税連納準備金に 係る地方税法額 (61)	36		この申告書により新 すべし地方税法額 (73)	47	0 0 0
所得地方税法額 (35)+(36)	37				
外国税額の控除額 (別表六の二(1)(20))	38		銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 預金 農協・信協 本所・支所		
差し控除額 (37)-(38)-(39)-(40)	39	0 0			
中間申告分の地方税法額	41	0 0			
差し控除額(中間申告分の 地方税法額)との差引額 (40)-(41)の①	42	0 0			

税理士
署名押印

改正後

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 務 年 度 等	法人名			
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳						
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三の十二)「7」)	11		外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の控除額(別表十七(三の十二)「8」と(38)のうち少ない金額)	39	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	41	
法人税額の計算						
連結親法人が中小法人の場合 その他	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	50	000	(50)の15%相当額	54	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(50)	51	000	(51)の23.4%又は23.2%相当額	55	
	連結所得金額(1) (50)+(51)	52	000	法人税額 (50)+(55)	56	
	連結所得金額(1)	53	000	法人税額 (53)の23.4%又は23.2%相当額	57	
地方法人税額の計算						
	連結所得の金額に対する法人税額(53)	58	000	(58)の4.4%相当額	60	
	課税連結留保金額に対する法人税額(54)	59	000	(59)の4.4%相当額	61	
この申告が修正申告である場合の計算						
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	62		連結所得の金額に対する法人税額	70
		課税土地譲渡利益金額	63		課税連結留保金額に対する法人税額	71
		課税連結留保金額	64		課税標準法人税額 (70)+(71)	72
		法人税額	65		確定地方法人税額	73
		還付金額	66	外	中間還付額	74
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(65-(66))若しくは(65+(66))又は(66-(65))	67	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	75
		連結欠損金の当期控除額	68		この申告により納付すべき地方法人税額 (64-(73))若しくは(64+(73))又は((73-(64))+(73-(64)の差額))	76
		翌期へ繰り越す連結欠損金	69			

改正前

(8 別表一の二 (一) 次葉)

		連 結 業 務 年 度 等	法人名			
法人税額の計算						
連結親法人が中小法人の場合 その他	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52	
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額(1)-(48)	49	000	(49)の23.4%相当額	53	
	連結所得金額 (48)+(49)	50	000	法人税額 (50)+(53)	54	
	連結所得金額(1)	51	000	法人税額 (51)の23.4%相当額	55	
地方法人税額の計算						
	連結所得の金額に対する法人税額(52)	56	000	(56)の4.4%相当額	58	
	課税連結留保金額に対する法人税額(53)	57	000	(57)の4.4%相当額	59	
この申告が修正申告である場合の計算						
法人税額の計算	この申告前の	連結所得金額又は連結欠損金額	60		連結所得の金額に対する法人税額	68
		課税土地譲渡利益金額	61		課税連結留保金額に対する法人税額	69
		課税連結留保金額	62		課税標準法人税額 (68)+(69)	70
		法人税額	63		確定地方法人税額	71
		還付金額	64	外	中間還付額	72
	この申告前の	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(63-(64))若しくは(63+(64))又は(64-(63))	65	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73
		連結欠損金の当期控除額	66		この申告により納付すべき地方法人税額 (62-(71))若しくは(62+(71))又は((71-(62))+(71-(62)の差額))	74
		翌期へ繰り越す連結欠損金	67			

別表一の二(一)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

別表一の二(一)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

(9 別表一の二 (二))

連

納税地	平成 年 月 日	連結申告 一連番号
(フリガナ) 連結親 法人名	電話 () - ()	連結親グループ 整理番号
法人番号	〒	連結親事業年度 (至)
代表者 氏名	代表者 印	売上金額
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日
	添付書類	申告区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二(55)の①)	13	所得税の額 (別表六の二(16)の①)
2	法人税額 (47)又は(50)	14	外国税額 (別表六の二(16))
3	法人税額の特別控除額 (別表三(二)(24) + 別表三(二)(25) + 別表三(二)(20))	15	計 (13)+(14)
4	差引法人税額 (2)-(3)	16	控除した金額 (11)
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	17	控除しなかった金額 (15)-(16)
6	課税土地課税料総金額 (別表三(二)(24) + 別表三(二)(25) + 別表三(二)(20))	18	土地課税料額 (別表三(二)(27))
7	同上に対する税額 (18)+(19)+(20)	19	同上 (別表三(二)(28))
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	20	同上 (別表三(二)(23))
9	控除税額 (別表七(二)(30)計)	21	所得税額等の滞付金額 (17)
10	差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)-(11)	22	連結欠損金の繰戻しによる滞付請求税額
		23	計 (21)+(22)
		24	この申告書の滞付請求金額又は滞付請求額 (23)
		25	この申告により納付すべき法人税額又は滞付請求額 (24)
		26	連結欠損金等の滞付控除額 (別表七(二)(30)計又は(16))
		27	差引繰り越す連結欠損金 (別表七(二)(5)の合計)

この申告書による地方法人税額の計算

28	課税標準法人税額 (8)+(8の外費)	34	この申告による滞付金額
29	所得地方法人税額 (50)	35	この申告書の課税標準法人税額 (50)
30	外国税額の控除額 (別表六の二(16))	36	この申告により納付すべき地方法人税額 (63)
31	差引課税地方法人税額 (29)-(30)-(31)-(32)		

滞付金額の受付けようとする

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

郵便局 本所・支所

※滞付金処理欄

税理士署名押印

①「法人税額の計算」は、次の②から④までの全てに該当する連結親法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。⑤は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年100万円以上、⑥は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑦は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑧は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑨は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑩は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑪は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑫は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑬は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑭は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑮は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑯は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑰は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑱は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑲は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑳は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉑は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉒は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉓は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉔は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉕は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉖は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉗は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉘は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉙は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉚は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉛は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉜は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉝は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉞は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉟は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊱は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊲は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊳は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊴は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊵は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊶は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊷は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊸は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊹は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊺は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊻は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊼は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊽は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊾は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊿は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、

法0301-0102-02

(9 別表一の二 (二))

連

納税地	平成 年 月 日	連結申告 一連番号
(フリガナ) 連結親 法人名	電話 () - ()	連結親グループ 整理番号
法人番号	〒	連結親事業年度 (至)
代表者 氏名	代表者 印	売上金額
代表者 住所	旧納税地及び 旧法人名等	申告年月日
	添付書類	申告区分

平成 年 月 日 連結事業年度分の法人税 申告書

平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

1	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二(55)の①)	13	所得税の額 (別表六の二(16)の①)
2	法人税額 (45)又は(48)	14	外国税額 (別表六の二(16))
3	法人税額の特別控除額 (別表三(二)(24) + 別表三(二)(25) + 別表三(二)(20))	15	計 (13)+(14)
4	差引法人税額 (2)-(3)	16	控除した金額 (11)
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	17	控除しなかった金額 (15)-(16)
6	課税土地課税料総金額 (別表三(二)(24) + 別表三(二)(25) + 別表三(二)(20))	18	土地課税料額 (別表三(二)(27))
7	同上に対する税額 (17)+(18)+(19)	19	同上 (別表三(二)(28))
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	20	同上 (別表三(二)(23))
9	控除税額 (別表七(二)(30)計)	21	所得税額等の滞付金額 (17)
10	差引この申告により納付すべき法人税額 (8)-(9)-(10)-(11)	22	連結欠損金の繰戻しによる滞付請求税額
		23	計 (21)+(22)
		24	この申告書の滞付請求金額又は滞付請求額 (23)
		25	この申告により納付すべき地方法人税額又は滞付請求額 (24)
		26	連結欠損金等の滞付控除額 (別表七(二)(30)計又は(16))
		27	差引繰り越す連結欠損金 (別表七(二)(5)の合計)

この申告書による地方法人税額の計算

27	課税標準法人税額 (8)+(8の外費)	32	この申告による滞付金額
28	所得地方法人税額 (50)	33	この申告書の課税標準法人税額 (50)
29	外国税額の控除額 (別表六の二(16))	34	この申告により納付すべき地方法人税額 (61)
30	差引課税地方法人税額 (28)-(29)-(30)		

滞付金額の受付けようとする

銀行 本店・支店 郵便局名等

金庫・組合 出張所 預金

郵便局 本所・支所

※滞付金処理欄

税理士署名押印

①「法人税額の計算」は、次の②から④までの全てに該当する連結親法人にあっては「27」から「40」までの各欄に、上記以外の連結親法人にあっては「41」から「43」までの各欄に記載することになります。⑤は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年100万円以上、⑥は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑦は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑧は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑨は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑩は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑪は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑫は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑬は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑭は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑮は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑯は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑰は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑱は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑲は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、⑳は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉑は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉒は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉓は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉔は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉕は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉖は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉗は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉘は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉙は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉚は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉛は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉜は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉝は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉞は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㉟は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊱は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊲は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊳は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊴は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊵は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊶は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊷は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊸は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊹は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊺は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊻は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊼は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊽は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊾は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、㊿は、②から④までの各欄に記載する収入金額が年50万円以上、

法0304-0102-02

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分) 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

別表一の二(二) 各連結事業年度の連結所得に係る申告書(協同組合等の分) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

改正後

(10 別表一の二 (二) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳			
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額(別表十七(三)の十二)「7」	9	30
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10	32
法人税額の計算			
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	37	000
	(1)のうち(37)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	38	000
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	39	000
連結所得金額	(37)+(38)+(39)	40	000
上記以外の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	41	000
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (41)$	42	000
連結所得金額	(41) + (42)	43	000
地方法人税額の計算			
課税標準法人税額	(43)	51	000
この申告が修正申告である場合の計算			
法人申告前の額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 $(51 - 60)$ 若しくは $(51 + 60)$ 又は $(60 - 62)$	53	000
	連結所得金額又は連結欠損金額	54	
	課税土地譲渡利益金額	55	
	法人税額	56	外
	還付金額	57	外
この申告前の計算	この申告により納付すべき地方法人税額 $(53 - 61)$ 若しくは $(53 + 61)$ 又は $(61 - 62)$ 若しくは $(61 - 62)$ 若しくは $(62 - 63)$ 若しくは $(63 - 64)$ 若しくは $(64 - 65)$	58	00
	連結欠損金の当期控除額	59	
	翌期へ繰り越す連結欠損金	60	

別表一の二(二)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

改正前

(10 別表一の二 (二) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名	
法人税額の計算			
特例税率の適用がある場合	(1)のうち年800万円相当額以下の金額 $800万円 \times \frac{1}{12}$	35	000
	(1)のうち(35)を超え年10億円相当額以下の金額 $99,200万円 \times \frac{1}{12}$	36	000
	(1)のうち年10億円相当額を超える金額 $(1)-10億円 \times \frac{1}{12}$	37	000
	連結所得金額 $(35)+(36)+(37)$	38	000
	上記以外の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{1}{12}$ 相当額のうち少ない金額	39
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 $(1) - (39)$	40	000
連結所得金額	(39) + (40)	41	000
地方法人税額の計算			
課税標準法人税額	(41)	49	000
この申告が修正申告である場合の計算			
法人申告前の額の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 $(49 - 58)$ 若しくは $(49 + 58)$ 又は $(58 - 60)$ 若しくは $(60 - 61)$ 若しくは $(61 - 62)$ 若しくは $(62 - 63)$ 若しくは $(63 - 64)$ 若しくは $(64 - 65)$	51	000
	連結所得金額又は連結欠損金額	52	
	課税土地譲渡利益金額	53	
	法人税額	54	外
	還付金額	55	外
この申告前の計算	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 $(51 - 59)$ 若しくは $(51 + 59)$ 又は $(59 - 61)$ 若しくは $(61 - 62)$ 若しくは $(62 - 63)$ 若しくは $(63 - 64)$ 若しくは $(64 - 65)$	56	00
	連結欠損金の当期控除額	57	
	翌期へ繰り越す連結欠損金	58	

別表一の二(二)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

(11 別表一の二 (三))

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納税申告一連番号
(フリガナ) 連納税法人名	電話 () -	連納グループ 番号
法人番号	旧納税地及び 旧法人名等	連納事業年度 (至)
代表者 署名押印	添付書類	売上金額
代表者 住所		申告年月日
		申告年月日
		申告区分
		申告区分

平成 年 月 日 連納事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

1	連納所得金額又は連納欠損金額 (別表四の二[55]の①)	15	所得税の額 (別表六の二[16]の②)
2	法人税額 (47)	16	外国税額 (別表六の二[16])
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二[16]の③)	17	計 (15)+(16)
4	差引法人税額 (2)-(3)	18	控除した金額 (13)
5	土地譲渡所得の課税額 (別表三(二)[27])	19	控除しきれなかった金額 (17)-(18)
6	土地譲渡所得の課税額 (別表三(二)[27])	20	土地譲渡税額 (別表三(二)[27])
7	同上に対する税額減額 (20)+(21)+(22)	21	同上 (別表三(二)[28])
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	22	同上 (別表三(三)[23])
9	控除税額 (11)-(12)+(13)+(14)	23	所得税額等の還付金額 (19)
10	連納中間申告分の法人税額 (8)-(9)-(10)-(11)	24	連納中間納付額 (13)-(12)
11	連納中間申告分の法人税額 (12)-(13)	25	連納欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (23)+(24)+(25)
12	連納中間申告分の法人税額 (14)-(15)	26	この申告による還付金額 (26)-(25)
13	連納中間申告分の法人税額 (16)-(17)	27	この申告による還付金額 (27)-(26)
14	連納中間申告分の法人税額 (18)-(19)	28	この申告による還付金額 (28)-(27)
15	連納中間申告分の法人税額 (20)-(21)	29	連納欠損金等の当期控除額 (別表七の二[5]の①)
16	連納中間申告分の法人税額 (22)-(23)	30	翌期へ繰り越す連納欠損金 (別表七の二[5]の②)

この申告書による地方法人税額の計算

31	課税標準法人税額 (8)+(9)の外書	39	この申告による還付金額 (37)-(36)
32	所得地方法人税額 (49)	40	この申告前の課税標準法人税額 (57)
33	外国税額の控除額 (別表六の二[16])	41	この申告により納付すべき地方法人税額 (51)
34	外国税額の控除額 (別表六の二[16])		
35	差引地方法人税額 (32)-(33)-(34)-(35)		
36	中間申告分の地方法人税額 (36)-(37)		
37	差引確定地方法人税額 (38)-(39)		
38	差引確定地方法人税額 (40)-(41)		

税 理 士 署名押印

(11 別表一の二 (三))

連

納税地	平成 年 月 日 税務署長殿	連納税申告一連番号
(フリガナ) 連納税法人名	電話 () -	連納グループ 番号
法人番号	旧納税地及び 旧法人名等	連納事業年度 (至)
代表者 署名押印	添付書類	売上金額
代表者 住所		申告年月日
		申告年月日
		申告区分
		申告区分

平成 年 月 日 連納事業年度分の法人税 申告書
平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書

この申告書による法人税額の計算

1	連納所得金額又は連納欠損金額 (別表四の二[55]の①)	14	所得税の額 (別表六の二[16]の②)
2	法人税額 (45)	15	外国税額 (別表六の二[16])
3	法人税額の特別控除額 (別表六の二[16]の③)	16	計 (14)+(15)
4	差引法人税額 (2)-(3)	17	控除した金額 (10)
5	土地譲渡所得の課税額 (別表三(二)[27])	18	控除しきれなかった金額 (16)-(17)
6	土地譲渡所得の課税額 (別表三(二)[27])	19	土地譲渡税額 (別表三(二)[27])
7	同上に対する税額減額 (19)+(20)+(21)	20	同上 (別表三(二)[28])
8	法人税額計 (4)+(5)+(7)	21	同上 (別表三(三)[23])
9	控除税額 (11)-(12)+(13)+(14)	22	所得税額等の還付金額 (18)
10	連納中間申告分の法人税額 (8)-(9)-(10)-(11)	23	連納中間納付額 (12)-(11)
11	連納中間申告分の法人税額 (12)-(13)	24	連納欠損金の繰戻しによる還付請求税額 (22)+(23)+(24)
12	連納中間申告分の法人税額 (14)-(15)	25	この申告による還付金額 (25)-(24)
13	連納中間申告分の法人税額 (16)-(17)	26	この申告による還付金額 (26)-(25)
14	連納中間申告分の法人税額 (18)-(19)	27	この申告による還付金額 (27)-(26)
15	連納中間申告分の法人税額 (20)-(21)	28	連納欠損金等の当期控除額 (別表七の二[5]の①)
16	連納中間申告分の法人税額 (22)-(23)	29	翌期へ繰り越す連納欠損金 (別表七の二[5]の②)

この申告書による地方法人税額の計算

30	課税標準法人税額 (8)+(9)の外書	37	この申告による還付金額 (35)-(34)
31	所得地方法人税額 (47)	38	この申告前の課税標準法人税額 (55)
32	外国税額の控除額 (別表六の二[16])	39	この申告により納付すべき地方法人税額 (50)
33	外国税額の控除額 (別表六の二[16])		
34	差引地方法人税額 (31)-(32)-(33)		
35	中間申告分の地方法人税額 (35)-(36)		
36	差引確定地方法人税額 (37)-(38)		
37	差引確定地方法人税額 (39)-(40)		

税 理 士 署名押印

別表一の二(三) 各連納事業年度の連納所得に係る申告書1特定の医療法人の分...平成二十九・四・一以後終了連納事業年度等分

改 正 後

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額等の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額等の内訳			
法人税	外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表十七 (三)の十二) 「3」)	9	33
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	10	35
地 方 法 人 税			
法 人 税 額 の 計 算			
(1) の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	42	000	(42) の 16 % 相当額 45
(1) のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (42)	43	000	(43) の 20 % 相当額 46
連 結 所 得 金 額 (42) + (43)	44	000	法 人 税 額 (45) + (46) 47
地 方 法 人 税 額 の 計 算			
課 税 標 準 法 人 税 額 (4)	48	000	(48) の 4.4 % 相当額 49
この申告が修正申告である場合の計算			
法 人 税 前 額 の 計 算	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	50	地 方 法 人 税 前 額 の 計 算
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	51	
	法 人 税 額	52	
	還 付 金 額	53	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (50 - 52) 若しくは (50 + 53) 又は (53 - 52)	54	
計 算	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	55	この申告前の
	翌期へ繰り越す連結欠損金	56	
課 税 標 準 法 人 税 額 (49) の 4.4 % 相当額 57 000			
確 定 地 方 法 人 税 額 58			
中 間 還 付 額 59			
欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 60			
この申告により納付すべき地 方 法 人 税 額 (57 - 58) 若しくは (57 + 59) 又は ((57 - 58) + (59 - (39の外費))) 61 00			

別表一の二(三)次葉 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分

改 正 前

(12 別表一の二 (三) 次葉)

連 結 事 業 年 度 等		法人名	
法 人 税 額 の 計 算			
(1) の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	40	000	(40) の 16 % 相当額 43
(1) のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (40)	41	000	(41) の 20 % 相当額 44
連 結 所 得 金 額 (40) + (41)	42	000	法 人 税 額 (43) + (44) 45
地 方 法 人 税 額 の 計 算			
課 税 標 準 法 人 税 額 (4)	46	000	(46) の 4.4 % 相当額 47
この申告が修正申告である場合の計算			
法 人 税 前 額 の 計 算	連 結 所 得 金 額 又 は 連 結 欠 損 金 額	48	地 方 法 人 税 前 額 の 計 算
	課 税 土 地 譲 渡 利 益 金 額	49	
	法 人 税 額	50	
	還 付 金 額	51	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (48 - 50) 若しくは (48 + 51) 又は (51 - 50)	52	
計 算	連 結 欠 損 金 の 当 期 控 除 額	53	この申告前の
	翌期へ繰り越す連結欠損金	54	
課 税 標 準 法 人 税 額 (46) の 4.4 % 相当額 47			
こ の 申 告 に よ り 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 (47 - 48) 若しくは (47 + 49) 又は ((47 - 48) + (49 - (37の外費))) 55 000			
確 定 地 方 法 人 税 額 56			
中 間 還 付 額 57			
欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 額 58			
この申告により納付すべき地 方 法 人 税 額 (55 - 56) 若しくは (55 + 57) 又は ((55 - 56) + (57 - (37の外費))) 59 00			

別表一の二(三)次葉 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分

(13 別表一の三)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

FB0901

納税地、事業年度、売上金額、申告年月日、法人番号、代表者などの入力欄

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)

Table with columns for tax amounts (所得金額, 法人税額, 控除税額, etc.) and rows for calculation steps (1-29).

この申告書による地方法人税額の計算

Table for local tax calculation (地方法人税額の計算) with rows 35-41.

※(35)～(38)～(41)

税理士 署名押印

(13 別表一の三)

OCR入力用 ・この用紙はとじこまないでください。 ・この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。

FB0901

納税地、事業年度、売上金額、申告年月日、法人番号、代表者などの入力欄

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合 平成 年 月 日)

Table with columns for tax amounts (所得金額, 法人税額, 控除税額, etc.) and rows for calculation steps (1-29).

この申告書による地方法人税額の計算

Table for local tax calculation (地方法人税額の計算) with rows 35-41.

※(35)～(38)～(41)

税理士 署名押印

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分)……平三十・四・一以後終了事業年度等分

別表一の三 各事業年度の所得に係る申告書(外国法人の分)……平二十九・四・一以後終了事業年度等分

改正後

(14 別表一の三次葉)

		事業年度等	法人名		
法人税額の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に保る法人税額の計算等	法人税	中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	000
		その他の国内源泉所得に係る所得の金額に保る所得の金額	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	57	000
	法人税	中小法人等の場合	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (44)	45	000
		その他の国内源泉所得に係る所得の金額に保る所得の金額	(12)のうち年800万円相当額を超える金額 (12) - (57)	58	000
	法人税	所得金額	(44) + (45)	46	000
		所得金額	(57) + (58)	59	000
	法人税	所得金額	(1)	47	000
		所得金額	(12)	60	000
	法人税	(44)の15%相当額		48	
		(57)の15%相当額		61	
法人税	(45)の23.4%又は23.2%相当額		49		
	(58)の23.4%又は23.2%相当額		62		
法人税	法人税額 (48) + (49)		50		
	法人税額 (61) + (62)		63		
法人税	法人税額 ((47)の23.4%又は23.2%相当額)		51		
	法人税額 ((60)の23.4%又は23.2%相当額)		64		
控除税額	所得税の額 (別表六(一)「6の②」)		52		
	所得税の額 (別表六(一)「6の②」)		65		
控除税額	外国税額 (別表六の三「15」)		53		
	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額 (18)		66		
控除税額	計 (52) + (53)		54		
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額 (7)		55		
控除税額	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (54) - (55)		56		
	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (65) - (66)		67		
この申告が修正申告である場合の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に保る法人税額の計算等	この申告前の所得金額又は欠損金額	68		この申告前の所得金額又は欠損金額	71
	この申告前の欠損金の当期控除額	69		この申告前の欠損金の当期控除額	72
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損	70		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損	73
	この申告前の法人税額	74		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((29)-(74)若しくは((29)+(75)又は(75)-(33))	76
この申告前の還付金額	75	外	この申告前の還付金額	76	00
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額 (35)	77	000	(77)の4.4%相当額	78	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	79	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82	
この申告前の確定地方法人税額	80		この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82)又は((81)-(41))+((82)-(41)の外額))	83	00
この申告前の中間還付額	81				

改正前

(14 別表一の三次葉)

		事業年度等	法人名		
法人税額の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に保る法人税額の計算等	法人税	中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	44	000
		その他の国内源泉所得に係る所得の金額に保る所得の金額	(12)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	57	000
	法人税	中小法人等の場合	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (44)	45	000
		その他の国内源泉所得に係る所得の金額に保る所得の金額	(12)のうち年800万円相当額を超える金額 (12) - (57)	58	000
	法人税	所得金額	(44) + (45)	46	000
		所得金額	(57) + (58)	59	000
	法人税	所得金額	(1)	47	000
		所得金額	(12)	60	000
	法人税	(44)の15%相当額		48	
		(57)の15%相当額		61	
法人税	(45)の23.4%相当額		49		
	(58)の23.4%相当額		62		
法人税	法人税額 (48) + (49)		50		
	法人税額 (61) + (62)		63		
法人税	法人税額 ((47)の23.4%相当額)		51		
	法人税額 ((60)の23.4%相当額)		64		
控除税額	所得税の額 (別表六(一)「6の②」)		52		
	所得税の額 (別表六(一)「6の②」)		65		
控除税額	外国税額 (別表六の三「15」)		53		
	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額 (18)		66		
控除税額	計 (52) + (53)		54		
	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除した金額 (7)		55		
控除税額	恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (54) - (55)		56		
	その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除しきれなかった金額 (65) - (66)		67		
この申告が修正申告である場合の計算					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に保る法人税額の計算等	この申告前の所得金額又は欠損金額	68		この申告前の所得金額又は欠損金額	71
	この申告前の欠損金の当期控除額	69		この申告前の欠損金の当期控除額	72
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損	70		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損	73
	この申告前の法人税額	74		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((29)-(74)若しくは((29)+(75)又は(75)-(33))	76
この申告前の還付金額	75	外	この申告前の還付金額	76	00
地方法人税額の計算					
課税標準法人税額 (35)	77	000	(77)の4.4%相当額	78	
この申告が修正申告である場合の計算					
この申告前の課税標準法人税額	79	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	82	
この申告前の確定地方法人税額	80		この申告により納付すべき地方法人税額 ((40)-(80)若しくは((40)+(81)+(82)又は((81)-(41))+((82)-(41)の外額))	83	00
この申告前の中間還付額	81				

改正後

(15 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 法人名

別表三(一) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

Table with columns for '課税留保金額' and '税額'. It details the calculation of tax on retained amounts for specific related companies, including sections for '課税留保金額の計算' and '留保金額の計算'.

改正前

(15 別表三 (一))

特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度 法人名

別表三(一) 平二十九・四・一以後終了事業年度分

Table with columns for '課税留保金額' and '税額'. It details the calculation of tax on retained amounts for specific related companies, including sections for '課税留保金額の計算' and '留保金額の計算'. Includes a '留意' (Note) section on the left side.

(16 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書				連 結 年	結 算 年	法人名
連結留保金額に対する税額の計算						
課税連結留保金額			税 額			
年3,000万円相当額以下の金額 (00又は0,000万円× $\frac{1}{100}$)のいずれか少ない金額	1	000	(1)の10%相当額	5		円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ($(00-(1))$ 又は $(1億円×\frac{1}{100}-(1))$ のいずれか少ない金額)	2	000	(2)の15%相当額	6		円
年1億円相当額を超える金額 $00-(1)-(2)$	3	000	(3)の20%相当額	7		円
計 00 (1)+(2)+(3)	4	000	計 (5)+(6)+(7)	8		円
課税連結留保金額の計算						
当期連結留保所得金額 (別表四の二「56の②」)	9		当期住民税額の合計額 (別表三の二付表二「18」の合計額)	15		円
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表二「12」の合計額)	10		外国関係会社等に係る個別控除 対象所得税額等相当額の合計額 (別表三の二付表二「19」の合計額)	16		円
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表二「13」の合計額)	11		連結法人税額等の合計額 (14)+(15)-(16) (マイナスの場合は0)	17		円
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「14」の合計額)	12		当期連結留保金額 (9)+(10)-(11)+(12)-(13)-(17)	18		円
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表二「15」の合計額)	13		連結留保控除額 (別表三の二付表一「29」)	19		円
連結法人税額及び 連結地方法人税額 (別表一の二「14」+「5」+「7」+「10」の 外書「12」+「19」+「35」+「40」+「41」)	14		課税連結留保金額 (18)-(19)	20	000	円

法 0301-0300-02

別表三の二 平成三十一年四月一以後終了連結事業年度分

(16 別表三の二)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書				連 結 年	結 算 年	法人名
連結留保金額に対する税額の計算						
課税連結留保金額			税 額			
年3,000万円相当額以下の金額 (00又は0,000万円× $\frac{1}{100}$)のいずれか少ない金額	39	000	(39)の10%相当額	43		円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ($(30-(39))$ 又は $(1億円×\frac{1}{100}-(39))$ のいずれか少ない金額)	40	000	(40)の15%相当額	44		円
年1億円相当額を超える金額 $(30)-(39)-(40)$	41	000	(41)の20%相当額	45		円
計 (38) (39)+(40)+(41)	42	000	計 (43)+(44)+(45)	46		円

連結留保金額に対する税額の計算				連 結 年	結 算 年	法人名
連結留保所得金額 (別表四の二「55の②」)	1		連結所得金額 (別表四の二「55の①」)	17		円
連結法人間配当等の 当期支払額の合計額 (別表三の二付表「2」の合計額)	2		非適格合併による移転資産等の 譲渡利益額又は譲渡損失額 (別表四の二「44」)	18		円
連結法人間配当等の 当期受取額の合計額 (別表三の二付表「3」の合計額)	3		外国子会社等から受ける 剰余金の配当等の基金不算入額 (別表三の二付表「31」の合計額)	19		円
前期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「4」の合計額)	4		受贈益の基金不算入額 (別表四の二「9」)	20		円
当期末配当等の額の合計額 (別表三の二付表「5」の合計額)	5		受取配当等の基金不算入額 (別表八の二「14」から連結法人間配当 等の額に係る金額を除いた金額)	21		円
連結法人税額及び 連結地方法人税額 (別表一の二「14」+「5」+「7」+「10」の 外書「11」+「18」+「35」+「38」+「39」)	6		法人税額の還付金等(通算納及び 中間納付額に係る還付金を除く) (別表四の二「22」+「25」)	22		円
各連結法人の住民税額の合計額 (別表三の二付表「17」の合計額)	7		連結欠損金等の当期控除額 (別表四の二「45」)	23		円
当期連結留保金額 (1)+(2)-(3)+(4)-(5)-(6)-(7)	8		被合併法人等の最終の事業 年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」)	24		円
連結親法人の期末資本 金の額又は出資金の額	9		連結中間申告における繰戻しによる還付 に係る災害損失欠損金額の基金算入額 (別表四の二「43」の合計額)	25		円
同上の25%相当額	10		新鉱床探鉱費又は 海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表三の二付表「39」の合計額)	26		円
期首連結利益積立金額 (別表五の二「1」「20の①」)-(4)	11		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の損金算入額 (別表三の二付表「40」の合計額)	27		円
適格合併等により増加 した連結利益積立金額	12		対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る連結所得の基金算入額 (別表三の二付表「41」の合計額)	28		円
適格分割型分割等により 減少した連結利益積立金額	13		沖積の認定法人の連結所得の特別控除額 (別表十の二「14」+「16」+「17」)	29		円
期末連結利益積立金額 (1)+(12)-(13)	14		国家戦略特別区域における 指定法人の連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「43」の合計額)	30		円
積立金基準額 (8)-(14)	15		取用等の場合等の連結所得の特別控除額 (別表十の二「18」+「31」+「34」+ 「37」+「40」又は別表十の二「2」「47」)	31		円
定額基準額 $2,000万円×\frac{1}{100}$	16		肉用牛の売却に係る 連結所得の特別控除額 (別表三の二付表「45」の合計額)	32		円
			連結超過子額損金算入額 (別表十七の二「三」「10」)	33		円
			課税対象金額等の基金算入額 (別表三の二付表「47」の合計額)	34		円
			連結所得等の金額 (17)-(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)+(24)+(25)+(26)+(27)+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+(34)	35		円
			所得基準額 (35)×40%	36		円
			連結留保控除額 (15)、(16)又は(8)のいずれか多い金額)	37		円
			課税連結留保金額 (8)-(37)	38	000	円

法 0301-0300-02

別表三の二 平成二十九年四月一以後終了連結事業年度分

(17 別表三の二付表)

(削除)

(17 別表三の二付表)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		結年度	法人名	別表三の二付表	
欄別	金額	単位	氏名	欄別	金額
個別留保所得金額	1	円		個別所得金額	29
連結法人間配当等の当期支払額	2			非連結合併による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	30
連結法人間配当等の当期受取額	3			外国子会社等から受ける剰余金の配当等の益金不算入額	31
前期末配当等の額	4			受贈益の益金不算入額	32
当期末配当等の額	5			適格現物分配に係る益金不算入額	33
連結留保税額の繰り戻額がないものとした場合に法人税及び地方税の増徴額として増せられる金額	6			受贈配当等の益金不算入額の個別帰属額	34
連結留保税額の繰り戻額がないものとした場合に法人税及び地方税の増徴額として増せられる金額	7			法人税額の還付金等(過剰納及び中間納付額に係る還付金を除く。)	35
別表一の二(一)「6」+「7」及び「10の外書」のうち増せられる金額	8			連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額	36
個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	9			組合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	37
連結親法人が中小連結親法人以外の場合	10			連結中間期間における繰戻しによる還付に係る災害損失控除額の益金算入額の個別帰属額	38
連結親法人が中小連結親法人の場合	11			新築採算費又は海外新築採算費の特別控除額の個別帰属額	39
住民税額	12			海外船積事業者の日本帰還による収入金額に係る連結所得の益金算入額の個別帰属額	40
特定受贈金の額の合計額に係る控除額	13			海外船積事業者の日本帰還による収入金額に係る連結所得の益金算入額の個別帰属額	41
義理親の帰属地方税額に係る控除額	14			戸籍の認定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額	42
住民税額から控除される金額	15			国家戦略特別区域における指定法人の連結所得の特別控除額の個別帰属額	43
住民税額	16			取用等の場合等の連結所得の特別控除額の個別帰属額	44
当期留保金額個別帰属額	17			肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額の個別帰属額	45
連結親法人の期末資本金の額又は出資金の額	18			連結超過剰子の損金算入額の個別帰属額	46
同上の25%相当額	19			個別課税対象金額等	47
期首連結個別利益積立金額	20			連結所得等個別帰属額	48
期中連結個別利益積立金額	21			留保金額個別帰属額がある連結法人の連結所得等個別帰属額の合計額	49
期末連結個別利益積立金額	22			課税連結留保金額の計算における連結所得等の金額	50
個別帰属利益積立金額	23			課税連結留保金額の計算における所得基準額	51
留保金額個別帰属額がある連結法人の個別帰属利益積立金額の合計額	24			個別所得基準額	52
課税連結留保金額の計算における積立金基準額	25			基準個別留保金額	53
課税連結留保金額の計算における積立金基準額	26				
個別積立金基準額	27				
連結個別留保税額の計算	28				
年3,000万円相当額以下の金額	54	円		54の10%相当額	57
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額	55			55の15%相当額	58
年1億円相当額を超える金額	56			56の20%相当額	59
連結個別留保税額	60	円		連結留保税額	62
各連結法人の連結個別留保税額の合計額	61			連結留保税額の個別帰属額	63

別表三の二付表 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

(18 別表三の二付表二)

(18 別表三の二付表二)

(追加)

連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の個別帰属額の計算に関する明細書		連 結 年 度	法人名		
連結留保税額の個別帰属額の計算					
連結個別留保税額 (8)+(9)+(10)	1	円	連結留保税額 (別表三の二「8」)	3	円
各連結法人の連結個別留保税額の合計額 (各連結法人の(1)の合計額)	2		連結留保税額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(1)}{(2)}$	4	
連結個別留保税額の計算					
年 3,000 万円相当額以下の金額 (22)又は(3,000万円 $\times \frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額	5	円	(5) の 10 % 相当額	8	円
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額 ((22)-(5))又は(1億円 $\times \frac{1}{12}$ - (5))のいずれか少ない金額	6		(6) の 15 % 相当額	9	
年 1 億円相当額を超える金額 (22) - (5) - (6)	7		(7) の 20 % 相当額	10	
基準個別留保金額の計算					
当 期 留 保 金		円	別表一の二(一)「5」+「7」及び「10」の外書のうち寄せられる金額	24	円
個別留保所得金額 (別表四の二付表「56」の②)	11		個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	25	
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 支 払 額	12		連結親法人が中小連結親法人以外の場合 (24)+(25)-(別表一の二(一)「12」のうち寄せられる金額-別表六の二(二)付表「8」-別表六の二(八)「9」-別表六の二(九)「10」-別表六の二(十)「11」-別表六の二(十一)「12」-別表六の二(十二)「13」-別表六の二(十三)「14」-別表六の二(十四)「15」-別表六の二(十五)「16」-別表六の二(十六)「17」-別表六の二(十七)「18」-別表六の二(十八)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十)「21」-別表六の二(二十一)「22」-別表六の二(二十二)「23」-別表六の二(二十三)「24」)	26	
連 結 法 人 間 配 当 等 の 当 期 受 取 額	13		連結親法人が大法人による完全支配関係がある中小連結親法人の場合 (24)+(25)-(別表一の二(一)「12」のうち寄せられる金額-別表六の二(二)付表「8」-別表六の二(四)付表「13」-別表六の二(五)付表「14」-別表六の二(六)付表「15」-別表六の二(八)「9」-別表六の二(九)「10」-別表六の二(十)「11」-別表六の二(十一)「12」-別表六の二(十二)「13」-別表六の二(十三)「14」-別表六の二(十四)「15」-別表六の二(十五)「16」-別表六の二(十六)付表三「17」+「17」+「21」-別表六の二(十八)「19」-別表六の二(十九)「20」-別表六の二(二十)付表「14」-別表六の二(二十一)付表「14」-別表六の二(二十二)「21」-別表六の二(二十三)「24」)	27	
前 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	14		住 民 税 額 (24)又は(25)又は(27)のいずれか多い金額)×16.3%	28	
当 期 未 配 当 等 の 額 (連 結 法 人 間 配 当 等 の 額 を 除 く。)	15		特定寄附金の額の合計額に係る控除額 (特定寄附金の額の合計額)×20%	29	
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が い も の と し た 場 合 に 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 減 少 額 と し て 寄 せ ら れ る 金 額	16		((26)又は(27))+(別表一の二(一)「12」のうち寄せられる金額)+(別表六の二(二)付表「8」)	30	
連 結 留 保 税 額 の 個 別 帰 属 額 が い も の と し た 場 合 に 法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 と し て 寄 せ ら れ る 金 額	17		調整個別帰属地方税額に係る控除額 ((24)又は(30)のいずれか多い金額)×20%	31	
住 民 税 額 (3)	18		住民税額から控除される金額 (29)又は(31)のいずれか少ない金額	32	
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七(三)の十二)「9」)	19		住 民 税 額 (28)-(32)	33	
法 人 税 及 び 地 方 法 人 税 の 負 担 額 等 の 合 計 額 (17)+(18)-(19) (マイナスの場合は0)	20				
当 期 留 保 金 個 別 帰 属 額 (11)+(14)-(13)+(16)-(20)	21				
留 保 控 除 個 別 帰 属 額 (別表三の二付表三「10」若しくは「34」又は0)	22				
基 準 個 別 留 保 金 額 (21)-(22)	23				

別表三の二付表二 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

(19 別表六 (二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分
当期の法人税額 (別表一(一)「4」-「11」)、(別表一(二)「4」-「9」)又は(別表一(三)「4」-「9」)	2	円	① 国外所得対応分
所得金額又は欠損金額 (別表四「49」の①)	3	円	② のうち 非課税所得分
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	円	①
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5	円	②
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6	円	①
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7	円	②
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	円	①
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9	円	②
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10	円	①
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11	円	②
非課税国外所得の金額 (43の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	12	円	①
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13	円	②
(8)×90%	14	円	①
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15	円	②
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{15}{8}$	16	円	①
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17	円	②
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18	円	①
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19	円	②
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20	円	①
納付した控除対象外国法人税額	22	円	②
交際費等の損金不算入額	23	円	①
貸倒引当金の戻入額	24	円	②
	25	円	①
	26	円	②
	27	円	①
	28	円	②
	29	円	①
小 計	32	円	②
貸倒引当金の繰入額	33	円	①
	34	円	②
	35	円	①
	36	円	②
	37	円	①
	38	円	②
	39	円	①
	40	円	②
	41	円	①
小 計	42	円	②
計 (21)+(32)-(42)	43	円	①

別表六(二) 平三十・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)
法人税の控除限度額 (16)	45	円	地方法人税額 (47)×4.4%-(別表一(一)「39」、別表一(二)「30」又は別表一(三)「33」)
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46	円	地方法人税控除限度額 (48)× $\frac{15}{8}$
		円	外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額

(19 別表六 (二))

内国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」	1	円	区 分
当期の法人税額 (別表一(一)「4」、別表一(二)「4」又は別表一(三)「4」)	2	円	① 国外所得対応分
所得金額又は欠損金額 (別表四「48」の①)	3	円	② のうち 非課税所得分
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4	円	①
被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	5	円	②
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	6	円	①
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	7	円	②
計 (3)+(4)+(5)-(6)+(7) (マイナスの場合は0)	8	円	①
国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	9	円	②
その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①)	10	円	①
(9)+(10) (マイナスの場合は0)	11	円	②
非課税国外所得の金額 (43の②)+(別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	12	円	①
(11)-(12) (マイナスの場合は0)	13	円	②
(8)×90%	14	円	①
調整国外所得金額 (13)と(14)のうち少ない金額	15	円	②
法人税の控除限度額 (2)× $\frac{15}{8}$	16	円	①
法第69条第1項により控除できる金額 (1)と(16)のうち少ない金額	17	円	②
法第69条第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	18	円	①
法第69条第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	19	円	②
当期に控除できる金額 (17)+(18)+(19)	20	円	①
納付した控除対象外国法人税額	22	円	②
交際費等の損金不算入額	23	円	①
貸倒引当金の戻入額	24	円	②
	25	円	①
	26	円	②
	27	円	①
	28	円	②
	29	円	①
小 計	32	円	②
貸倒引当金の繰入額	33	円	①
	34	円	②
	35	円	①
	36	円	②
	37	円	①
	38	円	②
	39	円	①
	40	円	②
	41	円	①
小 計	42	円	②
計 (21)+(32)-(42)	43	円	①

別表六(二) 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
当期の控除対象外国法人税額 (1)	44	円	課税標準法人税額 (2)
法人税の控除限度額 (16)	45	円	地方法人税額 (47)×4.4%
差引控除対象外国法人税額 (44)-(45)	46	円	地方法人税控除限度額 (48)× $\frac{15}{8}$
		円	外国税額の控除額 (46)と(49)のうち少ない金額

(20 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・ ・	法人名	別表六の二(二) 平三十・四・一以後終了連結事業年度等分	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当 期 の 連 結 の 控 除 限 度 所 得 計 金 額	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」-「11」)、(別表一の二(二)「4」-「9」)又は(別表一の二(三)「4」-「9」)	1	円	当期の連結法人税額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)	8	円
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「56」の①)	2		その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の①の合計)	9	
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	3		(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	4		非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)	11	
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12	
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		(7)×90%	13	
				調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14	
				連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15	
計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7		当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	16		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」又は別表一の二(三)「4」)	17	円	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$	19	円
	地方法人税額 (17)×4.4%-(別表一の二(一)「39」、別表一の二(二)「30」又は別表一の二(三)「33」)	18	000	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	20	

(20 別表六の二 (二))

連結事業年度における外国税額の控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度 等	・ ・ ・ ・	法人名	別表六の二(二) 平二十九・四・一以後終了連結事業年度等分	
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
当 期 の 連 結 の 控 除 限 度 所 得 計 金 額	当期の連結法人税額 (別表一の二(一)「4」、別表一の二(二)「4」又は別表一の二(三)「4」)	1	円	当期の連結法人税額 (各連結法人の別表六(二)付表「25」の合計)	8	円
	連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「55」の①)	2		その他の国外源泉所得に係る連結所得の金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の①の合計)	9	
	連結欠損金の当期控除額 (別表七の二「3」の計)	3		(8)+(9) (マイナスの場合は0)	10	
	被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額 (別表四の二「7」の①)	4		非課税国外所得の金額 (各連結法人の別表六(二)付表「26」の合計)+(各連結法人の別表六の二(二)付表「43」の②の合計) (マイナスの場合は0)	11	
	連結組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		(10)-(11) (マイナスの場合は0)	12	
	連結組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		(7)×90%	13	
				調整連結国外所得金額 (12)と(13)のうち少ない金額)	14	
				連結控除限度額 $(1) \times \frac{(14)}{(7)}$	15	
計 (2)+(3)+(4)-(5)+(6) (マイナスの場合は0)	7		当期に控除できる金額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「17」の合計)	16		

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書						
地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (1)	17	円	地方法人税控除限度額 $(18) \times \frac{(14)}{(7)}$	19	円
	地方法人税額 (17)×4.4%	18	000	外国税額の控除額 (各連結法人の別表六の二(二)付表「49」の合計)	20	

(21 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円	区分 ① ②
当期の法人税額 (別表一の三「4」)	2		円
当期の恒久的施設等所得金額	3		円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		
計 (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	7		
当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	8		
(7) × 90%	9		
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10		
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$	11		
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12		
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	13		
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	14		
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15		
当期の法人税額	16		
納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「7」)	17		
交際費等の損金不算入額	18		
貸倒引当金の戻入額	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
小計	27		
貸倒引当金の繰入額	28		
	29		
	30		
	31		
	32		
	33		
	34		
	35		
	36		
小計	37		
仮計 (16) + (27) - (37)	38		
非課税国外所得の金額 (38)の② (マイナスの場合は0)	39		
計 (38) - (39)	40		

別表六の三 平三十・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	課税標準法人税額 (2)	44	円
法人税の控除限度額 (11)	42		恒久的施設等地方人税額 (44) × 4.4%	45	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46	
			外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47	

(21 別表六の三)

外国法人の外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名
I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「21」)	1	円	区分 ① ②
当期の法人税額 (別表一の三「4」)	2		円
当期の恒久的施設等所得金額	3		円
繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)	4		
組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5		
組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6		
計 (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	7		
当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	8		
(7) × 90%	9		
調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10		
法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$	11		
法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12		
法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30」の②)	13		
法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34」の②)	14		
当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15		
当期の法人税額	16		
納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二「7」)	17		
交際費等の損金不算入額	18		
貸倒引当金の戻入額	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
小計	27		
貸倒引当金の繰入額	28		
	29		
	30		
	31		
	32		
	33		
	34		
	35		
	36		
小計	37		
仮計 (16) + (27) - (37)	38		
非課税国外所得の金額 (38)の② (マイナスの場合は0)	39		
計 (38) - (39)	40		

別表六の三 平二十九・四・一以後終了事業年度等分

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書		事業年度等	法人名		
当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	課税標準法人税額 (2)	44	円
法人税の控除限度額 (11)	42		恒久的施設等地方人税額 (44) × 4.4%	45	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43		地方法人税控除限度額 (45) × $\frac{(10)}{(7)}$	46	
			外国税額の控除額 (43)と(46)のうち少ない金額	47	

(22 別表十七 (三の十二))

③ 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除及び各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度等	・	法人名	()
I 外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書			
内額 国等 法相 人当 の額 控の 除 除 除 象 額 所の 得計 税算	控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七 (三の十二) 付表「31」)	1	円
	法 人 税 の 額 (別表一(一)「10」、別表一(二)「8」又は別表一(三)「8」)	2	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (1)と(2)のうち少ない金額)	3	
	(1) の うち 法 人 税 の 額 を 超 え る 金 額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	4	
連税 結額 法等 人相 の当 個額 別の 控除 除 除 象 の 所計 得算	各 連 結 法 人 の 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 合 計 額 (各連結法人の別表十七 (三の十二) 付表「31」の合計)	5	
	法 人 税 の 額 (別表一(二)(一)「10」、別表一(二)(二)「8」又は別表一(二)(三)「8」)	6	
	法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (5)と(6)のうち少ない金額)	7	
	(5) の うち 法 人 税 の 額 を 超 え る 金 額 (5)-(6) (マイナスの場合は0)	8	
各額控 の連 か 結 対 象 別 法 人 除 所 得 税 額 の 法 人 税 等 の 相 計 の 別 額 算	個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 (別表十七 (三の十二) 付表「31」)	9	
	各 連 結 法 人 の 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 合 計 額 (5)	10	
	個 別 帰 属 額 (7) × $\frac{(9)}{(10)}$	11	

別表十七(三)の十二 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度等分

II 各連結法人の地方法人税の額から控除する個別控除対象所得税額等相当額の個別帰属額の計算に関する明細書

個別控除対象所得税額等相当額 (9)	12	円	地 方 法 人 税 の 額 から 控 除 す る 金 額 (8)と(別表一(二)(一)「38」、別表一(二)(二)「29」又は別表一(二)(三)「32」のうち、少ない金額)	14	円
各連結法人の個別控除対象所得税額等相当額の合計額 (10)	13		個 別 帰 属 額 (14) × $\frac{(12)}{(13)}$	15	

(22 別表十七 (三の十二))

(追 加)

前

正

改

(24 別表十八の二)

法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書
(税務署提出用)

納税地 (電話番号 ー ー)
フリガナ
法人名
法人番号
フリガナ 代表者 自署押印
代表者 住
税理士 署名押印

年月日
税務署長殿

平成 年 月 日 通 信 日 付 印	電 話 印	法人税額の計 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額
前連結事業年度等 法人税額の計 平成 年 月 日 修正・更正・決定の年月日	地方法人税額の計 平成 年 月 日 修正・更正・決定の年月日	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額

別表十八の二 平二十九・四・一以後提出分

後

正

改

(24 別表十八の二)

法人税法第八十一条の十九第一項の規定による連結予定申告書
地方法人税法第十六条第一項の規定による予定申告書
(税務署提出用)

納税地 (電話番号 ー ー)
フリガナ
法人名
法人番号
フリガナ 代表者 自署押印
代表者 住
税理士 署名押印

年月日
税務署長殿

平成 年 月 日 通 信 日 付 印	電 話 印	法人税額の計 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額
前連結事業年度等 法人税額の計 平成 年 月 日 修正・更正・決定の年月日	地方法人税額の計 平成 年 月 日 修正・更正・決定の年月日	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額	法人税額 この申告前 の法人税額 に この申告に より増加する 法人税額 を 加算する 地方法人税額

別表十八の二 平三十・四・一以後提出分

(25 別表十八の二付表一)

(削 除)

(25 別表十八の二付表一)

連結中間納付額の調整計算に関する明細書		連結事業 年度等	.	.	法人名	
I 法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書						
前連結事業年度の法人税額	法人税額	1	円	仮計 (4)+(9) (マイナスの場合は0)	10	円
	同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除戻戻税額	2		前期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「12」)	11	
	差引法人税額 (1)-(2)	3		当期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「16」)	12	
前期実績基準額 (別表十八の二付表二「4」又は(3)× $\frac{6}{6}$)		4		前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表三「4」)	13	
連結法人に係る調整額の計算	加算	5		当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表三「12」)	14	
		6		連結親法人を設立した適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表二「20」)	15	
	減算	7		連結法人以外の法人に係る調整額の合計 (11)+(12)+(13)+(14)+(15)	16	
	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (別表十八の二付表二「7」)	5		連結法人に係る調整額の合計 (5)+(6)+(7)-(8)	9	
	前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「8」)	6		納付すべき法人税額 (10)+(16)	17	
	当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「16」)	7				
	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (別表十八の二付表二「8」)	8				
II 地方法人税に係る連結中間納付額の調整計算に関する明細書						
前連結事業年度の地方法人税額	地方法人税額	18	円	仮計 (21)+(26) (マイナスの場合は0)	27	円
	同上のうち土地譲渡税額等及びリース特別控除戻戻税額に係る金額	19		前期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「32」)	28	
	差引地方法人税額 (18)-(19)	20		当期の連結加入法人に係る加算調整額 (別表十八の二付表二「36」)	29	
前期実績基準額 (別表十八の二付表二「24」又は(20)× $\frac{6}{6}$)		21		前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (別表十八の二付表三「20」)	30	
連結離税及び連結内合併等に係る調整額の計算	加算	22		当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (別表十八の二付表三「28」)	31	
		23		新設適格合併による加算調整額 (別表十八の二付表三「36」)	32	
	減算	24		連結加入及び連結内合併以外の適格合併に係る調整額の合計額 (28)+(29)+(30)+(31)+(32)	33	
	連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (別表十八の二付表二「27」)	22		連結加入及び連結内合併等に係る調整額の合計額 (22)+(23)+(24)-(25)	26	
	前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「24」)	23		納付すべき地方法人税額 (27)+(33)	34	
	当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (別表十八の二付表三「32」)	24				
	連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (別表十八の二付表二「28」)	25				

別表十八の二付表一 平二十九・四・一以後提出分

(26 別表十八の二付表二)

(削 除)

(26 別表十八の二付表二)

最初の連結事業年度の前期実績基準相当額並びに連結納税の承認の取消し及び連結納税への加入の場合の調整額等の計算に関する明細書

I 法人税に関する明細書		連結事業年度等	法人名		
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算					
連結法人名	前事業年度又は前連結事業年度	左の月数	確定法人税額又は連結法人税個別帰属支払額	左の月数換算額 $\frac{(2)}{(1)} \times 6$	
		1	2	3	
	平 . .	月	円	円	
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
	平 . .				
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額 (3)の合計	4				
連結納税の承認の取消しによる調整額の計算					
承認を取り消された法人の名称	取消事由の区分	左の事由の生じた日	前期の連結法人税個別帰属受取額	前期の連結法人税個別帰属支払額	
			5	6	
	連結内合併	平 . .		円	
	残余財産確定	平 . .			
	その他	平 . .	円		
	その他	平 . .			
連結納税の承認の取消しによる加算調整額 $\frac{(5)の合計}{前期の月数} \times 6$	7				
連結納税の承認の取消しによる減算調整額 $\frac{(6)の合計}{前期の月数} \times 6$	8				
前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算					
連結加入法人名	連結加入日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	連結加入法人の確定法人税額等	調整額 $\frac{(10)}{(9)} \times \left[\frac{\text{前期開始の日から連結加入日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \right] \times 6$
			9	10	11
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の連結加入法人に係る加算調整額 (11)の合計	12				
当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算					
連結加入法人名	連結加入日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	連結加入法人の確定法人税額等	調整額 $\frac{(14)}{(13)} \times \left[\frac{\text{連結加入日から当期開始の日以後8月7日を経過した日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \right]$
			13	14	15
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の連結加入法人に係る加算調整額 (15)の合計	16				
最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調整額 $\frac{(18)}{(17)} \times 6$	
		17	18	19	
	平 . .	月	円	円	
	平 . .				
最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額 (19)の合計	20				

別表十八の二付表二 平二十九・四・一以後提出分

改正後

(27 別表十八の二付表二 (次葉))

(削除)

改正前

(27 別表十八の二付表二 (次葉))

II 地方法人税に関する明細書

最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算

連結法人名	前課税事業年度	左の月数	単体地方法人税額又は連結地方法人税個別帰属支払額	左の月数換算額
		21		22
	平 . . .	月	円	円
	平 . . .			
	平 . . .			
	平 . . .			
	平 . . .			
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額 (23)の合計	24			

連結納税の承認の取消しによる調整額の計算

承認を取り消された法人の名称	取消事由の区分	左の事由の生じた日	前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属受取額	前課税事業年度の連結地方法人税個別帰属支払額
			25	26
	連結内合併	平 . . .		円
	残余財産確定	平 . . .		
	その他	平 . . .	円	
	その他	平 . . .		
連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (25)の合計 × 6 前期の月数	27			
連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (26)の合計 × 6 前期の月数	28			

前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連結加入法人名	連結加入日	直前の課税事業年度	左の月数	連結加入法人確定地方法人税額等	調 整 額
			29		(30) × (連結開始の日から連結加入日の前日までの期間の月数) × 6 前期の月数
	平 . . .	平 . . .	月	円	円
	平 . . .	平 . . .			
前期の連結加入法人に係る加算調整額 (30)の合計	32				

当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連結加入法人名	連結加入日	直前の課税事業年度	左の月数	連結加入法人確定地方法人税額等	調 整 額
			33		(34) × (連結加入日から当期連結終了日の前日までの期間の月数)
	平 . . .	平 . . .	月	円	円
	平 . . .	平 . . .			
当期の連結加入法人に係る加算調整額 (35)の合計	36				

別表十八の二付表二 (次葉) 平二十九・四・一以後提出分

改 正 後

(28 別表十八の二付表三)

(削 除)

改 正 前

(28 別表十八の二付表三)

合併及び残余財産確定の場合の調整額の計算に関する明細書

連結事業年度等	・ ・	法人名			
I 法人税に関する明細書					
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調 整 額
			1		2
	平 ・ ・	平 ・ ・	月	円	円
	平 ・ ・	平 ・ ・			
前期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (3)の合計	4				
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の月数	被合併法人等の確定法人税額等	調 整 額
			5		6
	平 ・ ・	平 ・ ・	月	円	円
	平 ・ ・	平 ・ ・			
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (7)の合計	8				
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額の計算					
被合併法人名	合併の日	直前の事業年度又は連結事業年度	左の月数	被合併法人の確定法人税額等	調 整 額
			9		10
	平 ・ ・	平 ・ ・	月	円	円
	平 ・ ・	平 ・ ・			
当期の連結子法人以外の法人を被合併法人とする適格合併による加算調整額 (11)の合計	12				
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被合併法人等名	合併の日又は残余財産確定の日	最終事業年度	左の月数	被合併法人等の確定法人税額等	調 整 額
			13		14
	平 ・ ・	平 ・ ・	月	円	円
	平 ・ ・	平 ・ ・			
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (15)の合計	16				

別表十八の二付表三 平二十九・四・一以後提出分

(29 別表十八の二付表三 (次葉))

(削 除)

(29 別表十八の二付表三 (次葉))

別表十八の二付表三 (次葉) 平二十九・四・一以後提出分

Ⅱ 地方法人税に関する明細書

前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 名	合 併 の 日	直前の課税事業年度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額
			17		18
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (19)の合計					
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 等 名	合 併 の 日 又 は 残 余 財 産 確 定 の 日	最 終 課 税 事 業 年 度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 等 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額
			21		22
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (23)の合計					
当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 名	合 併 の 日	直前の課税事業年度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額
			25		26
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の適格合併のうち連結内合併及び新設合併に該当しないものによる加算調整額 (27)の合計					
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 等 名	合 併 の 日 又 は 残 余 財 産 確 定 の 日	最 終 課 税 事 業 年 度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 等 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額
			29		30
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の連結内合併又は残余財産確定による加算調整額 (31)の合計					
新設適格合併による加算調整額の計算					
被 合 併 法 人 名	直前の課税事業年度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 確 定 地 方 法 人 税 額 等	調 整 額	
		33		34	35
	平 . .	月	円	円	
	平 . .				
新設適格合併による加算調整額 (35)の合計					

(31 別表十九)

納税地 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	事業種目 <input type="text"/>	納税申告 一連番号 <input type="text"/>
法人名 <input type="text"/>	代表者 氏名 <input type="text"/>	代表者 住所 <input type="text"/>
代表者 住所 <input type="text"/>	代表者 住所 <input type="text"/>	代表者 住所 <input type="text"/>

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

項目	十位	百位	千位	円	項目	十位	百位	千位	円
退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
確定給付年金資産 管理運用契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
確定給付年金基金 資産運用契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
確定拠出年金資産 管理運用契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	4	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
個人型年金に係る分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
退職等年金 給付に係る分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	6	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
勤労者財産形成 給付契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	7	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
勤労者財産形成 基金給付契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	8	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
厚生年金 基金契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	9	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
遺族退職年金契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	10	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
課税退職年金等積立金額 (1) × 1/11	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	11	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
法人税額 (11) × 0.001(100%)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	12	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
中間申告分の法人税額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	13	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
繰引この申告により 納付すべき法人税額 (12) - (13)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	14	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

この申告書による地方法人税額の計算

項目	十位	百位	千位	円	項目	十位	百位	千位	円
課税標準法人税額 (14)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	31	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
地方法人税額 (31) × 4.4%	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	32	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
中間申告分の地方法人税額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	33	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
繰引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	34	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

法 0301 - 1900

税理士
署名押印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分…平成三十一年四月一以後終了事業年度等分

(31 別表十九)

納税地 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/>	事業種目 <input type="text"/>	納税申告 一連番号 <input type="text"/>
法人名 <input type="text"/>	代表者 氏名 <input type="text"/>	代表者 住所 <input type="text"/>
代表者 住所 <input type="text"/>	代表者 住所 <input type="text"/>	代表者 住所 <input type="text"/>

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
 平成 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税 申告書
 (中間申告の場合 平成 年 月 日)

この申告書による法人税額の計算

項目	十位	百位	千位	円	項目	十位	百位	千位	円
退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	1	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
確定給付年金資産 管理運用契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	2	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
確定給付年金基金 資産運用契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	3	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
確定拠出年金資産 管理運用契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	4	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
個人型年金に係る分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	5	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
退職等年金 給付に係る分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	6	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
勤労者財産形成 給付契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	7	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
勤労者財産形成 基金給付契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	8	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
厚生年金 基金契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	9	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
遺族退職年金契約分	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	10	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
課税退職年金等積立金額 (1) × 1/11	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	11	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
法人税額 (11) × 0.001(100%)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	12	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
中間申告分の法人税額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	13	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
繰引この申告により 納付すべき法人税額 (12) - (13)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	14	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

この申告書による地方法人税額の計算

項目	十位	百位	千位	円	項目	十位	百位	千位	円
課税標準法人税額 (14)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	31	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
地方法人税額 (31) × 4.4%	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	32	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
中間申告分の地方法人税額	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	33	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
繰引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	34	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

法 0301 - 1900

税理士
署名押印

別表十九 退職年金業務等を行う法人の分…平成三十一年四月一以後終了事業年度等分